

# 入札公告

条件付一般競争（事後審査型）  
総合評価落札方式（特別簡易型）

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行いますので、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）第26条に基づき公告します。

なお、本件は、広島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続きについては、尾道市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）の適用があります。

ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者及び市長が必要と認めた者は、書面による入札を行うことができます。

令和8年6月23日

尾道市長 平谷 祐宏

## 1 工事名

沖田線・美栗線舗装修繕工事

## 2 工事場所

尾道市 美ノ郷町本郷 地内

## 3 工事概要

施工延長 L=232.0m

幅員 W=7.0~7.5m

舗装工 表層（再生改質Ⅱ型密粒度As） A=1,640 m<sup>2</sup>

切削オーバーレイ（長寿命化改質As） A=1,370 m<sup>2</sup>

区画線工 区画線工（実線15cm・黄） L=230m

区画線工（実線15cm・白） L=180m

区画線工（実線45cm・白） L=39m

区画線工（文字15cm換算・黄） L=19m

区画線工（文字15cm換算・白） L=50m

## 4 工期（予定）

契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

## 5 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

38,009,000 円

## 6 建設工事の種類

舗装工事

## 7 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、(2)から(7)までの要件は、それぞれ特記してある場合を除き、上記6の建設工事についてのものとする。

(1) 令和7・8年度尾道市建設工事入札参加資格者として認定されている業種	舗装工事
(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の許可（特定建設業許可）の要件	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。

(3) 客観点数 ※令和7・8年度入札参加資格認定通知書における客観点数（入札参加資格者名簿における総合評点）	570点以上
(4) 年平均完成工事高 ※令和7・8年度尾道市建設工事入札参加資格審査申請時の総合評定値通知書の年平均完成工事高（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上であること。
(5) 建設業法第3条第1項の営業所の所在地 ※建設業の許可を受けた営業所等の所在地	尾道市内に本店を有する者
(6) 元請施工実績 ※右欄に掲げる事項のほか、別紙「総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(3)の要件を満たすこと。	問わない
(7) 配置技術者に係る要件 ※右欄に掲げる事項のほか、別紙「総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(4)、7の要件を満たすこと。	請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。
	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士等)で監理技術者の資格を有する者、それ以外は建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。
(8) 前各号のほか、別紙「総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札(事後審査型)公告共通事項」1(2)の要件をすべて満たすこと。	必要

## 8 設計図書

### (1) 設計図書は、次のとおり配布する。

①配布方法	令和8年6月23日 午前9時以降 尾道市ホームページに掲載する。 設計図書にはパスワードを設定している。
②配布場所	<a href="http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/">http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/</a> 《トップページ⇒分類できがす⇒ビジネス・産業⇒建設工事等（入札・契約・検査）》
③パスワード照会方法	指定様式（ファイル形式を変更しないこと）で電子メールにより提出。 送信後、1時間程度経過しても返信が届かない場合は契約課まで電話連絡すること。 提出期限： 令和8年6月30日 午後4時まで（必着） メール： <a href="mailto:nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp">nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp</a> 電話： 0848-38-9282
④パスワード回答方法	照会回答書にパスワードを記載し、照会元アドレスへ返信する。 ※必ず返信を希望するアドレスにより照会すること。 ※パスワードの照会をしない者は、設計図書を受領・閲覧していないものとみなす。

### (2) 設計図書および総合評価にかかる質問・回答

①質問方法	8(1)③に同じ
②回答方法	令和8年7月3日までに随時、ホームページ及び契約課において閲覧に供する。

9 技術資料

本件入札に参加する者は、次により技術資料を、電子メールにより提出すること。

①提出期間	令和8年7月8日 午後4時まで（必着）
②提出方法	8(1)③に同じ（ファイル形式は全てPDF形式に変更し提出すること） ※電子メールでの提出が困難な場合は、紙媒体の提出可。この場合、指定期間までに尾道市役所3階契約課に持参すること。

10 入札

①入札期間	令和8年7月7日午前9時から令和8年7月8日午後4時まで（電子入札システムを利用） ※令和8年7月7日午後5時から令和8年7月8日午前9時までを除く。
②入札場所	尾道市役所（尾道市久保一丁目15番1号）3階 契約課（書面参加の場合）

11 開札

① 開札日時	令和8年7月9日 午前9時35分
②開札場所	10②に同じ

12 資格要件確認書類の提出

開札後に技術資料の審査を行い、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者に資格要件確認書類の提出を求める。

資格要件確認書類提出依頼書又は電話連絡等により資格要件確認書類の提出を求められた者は、次のとおり提出すること。

①提出期間	資格要件確認書類提出依頼書又は電話連絡等を受けた日から、指定された提出期限の日時まで（休日を除く。）
②提出方法	持参又は電子入札システムを利用して提出
③提出先	10②に同じ

13 提出書類

①資格要件確認書類提出書	1部	
②誓約書	1部	
③技術者の資格・工事経験調書	1部	技術者の資格・工事経験調書に記載された必要書類を添付のこと。工事経験の概要は記入不要
④建設工事施工実績証明書	不要	
※資格要件確認書類は電子入札システムで提出すること。システム障害等により、やむを得ず書面で提出する場合は、「媒体提出通知書」を印刷し、書類に添付すること。		

提出書類等入手先（<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>）

トップページ⇒分類でさがす⇒ビジネス・産業⇒建設工事等（入札・契約・検査）

⇒その他入札・契約に関する情報（建設工事等）⇒資格要件確認関係書式（条件付一般競争入札・事後審査型）

14 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定を適用する（「**低入札価格調査制度**」の対象工事である。）。調査基準額を下回った入札を行った者は、「適正な履行確保の基準」（尾道市低入札価格調査制度事務取扱要領別記）のすべてを満たさなければ、原則として最低の価格で入札した者であっても落札者とならない。

資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない者は落札者としません。

15 総合評価に関する事項

(1) 評価の基準

アからエまでの各評価項目について評価基準に基づき加点する。（満点 24.0）

ア 企業の施工能力（満点 10.0）

①同種・同規模工事の施工実績（満点 2.0）

評 価 基 準	配点
施工実績が3件以上あり	2.0
施工実績が2件あり	1.5
施工実績が1件あり	1.0
施工実績なし	0.0
※尾道市契約課が発注し、令和3年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡し完了した舗装工事に限る。 ※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ※同種・同規模工事とは、本市が発注した舗装工事（道路のみ）であり、かつ最終契約金額は1,000万円以上のものとする。この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。 ※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

②舗装工事3件にかかる工事成績評定点の平均点（満点 2.0）

評 価 基 準	配点
80点以上	2.0
65点以上80点未満 $(2.0 \times (\text{平均点} - 65) / 15)$ （小数第2位以下を四捨五入）	2.0~0.0
65点未満	0.0
※尾道市契約課が発注し、令和3年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡し完了した工事成績評定対象工事に限る。 ※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ※評価対象工事3件の選出は任意とする。 ※平均点の算出法は「評価対象工事の評定点の合計 / 3」（小数第2位以下を四捨五入）。 ※評価対象工事が3件に満たない場合は、不足する件数をすべて65点として評価する。 ※提出書類により評価対象工事が特定できない場合は65点として評価する。	

③優良成績者表彰の有無（満点 3.0）

評 価 基 準	配点
3回以上	3.0
2回	2.0
1回	1.0
なし	0.0
※尾道市建設工事優良成績者表彰要綱の規定により表彰された回数。（上下水道局表彰分は除く） ※令和3年度以降、舗装工事で表彰された回数を評価します。	

④自社による施工の実績（満点 1.0）

評価基準	配点
施工実績あり	1.0
施工実績なし	0.0
※自社による施工とは、上層路盤工（砕石）、基層工（アスファルト）及び表層工（アスファルト）を施工する際、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等で全て施工する事をいう。 ※尾道市契約課が入札公告、指名通知、随意契約した舗装工事のうち、上層路盤工（粒調砕石）、基層工（アスファルト）及び表層工（アスファルト）を自社で施工した工事を評価対象とする。 ※令和3年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡し完了した工事を評価対象とする。公告日の属する年度に完成・引渡しがあった工事は除く。	

⑤舗装工事にかかる主要4機種の保有状況（満点 1.0）

評価基準	配点
自社保有またはリース（1年以上）している	1.0
保有、リース（1年以上）共になし	0.0
※主要4機種とはアスファルトフィニッシャ、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダをいう。 ※主要4機種の規格を問わず、いずれかでも保有またはリース（1年以上）されていれば評価対象とする。	

⑥デジタル技術（ICT等）を活用した公共工事の実績（満点 1.0）

評価基準	配点
ICT活用工事の施工実績あり	1.0
デジタル技術（ICT活用工事以外）の施工実績あり	0.5
施工実績なし	0.0
※ICT活用工事とは、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」を行う工事である。これらのうち部分的に行っている作業についても評価対象とする。 ※ICT活用工事以外のデジタル技術とは、ドローンの活用、端末を利用した遠隔臨場等である。 ※ICT活用工事は、尾道市契約課が発注したものに限らない。（国、県発注工事の場合は、施工計画書、現場写真等の資料を提出すること。） ※ICT活用工事以外のデジタル技術の施工実績については、尾道市契約課が発注したものに限る。 ※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

イ 配置予定技術者の能力（満点 8.0）

技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす3人以内の候補者を記入することができる。この場合の審査については、各候補者のうち①～④の合計点が最も低い者で評価する。

①保有する資格（満点 1.0）

評価基準	配点
技術士又は一級国家資格者	1.0
二級国家資格者	0.5
資格なし	0.0
※「一級国家資格者」とは、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有するものとする。また、「二級国家資格者」とは、二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士である。 ※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

②同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての施工経験（満点 2.0）

評価基準	配点
施工経験が 2 件以上あり	2.0
施工経験が 1 件あり	1.0
施工経験なし	0.0
<p>※尾道市契約課が発注し、令和 3 年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡しが完了した舗装工事に限る。</p> <p>※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に認める。</p> <p>※同種・同規模工事とは、本市が発注した舗装工事（道路のみ）であり、かつ最終契約金額は 1,000 万円以上のものとする。この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。</p> <p>※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。</p>	

③主任（監理）技術者として従事した舗装工事 3 件にかかる工事成績評定点の平均点（満点 2.0）

評価基準	配点
80 点以上	2.0
65 点以上 80 点未満 $(2.0 \times (\text{平均点} - 65) / 15)$ （小数第 2 位を四捨五入）	2.0~0.0
65 点未満	0.0
<p>※尾道市契約課が発注し、令和 3 年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡しが完了した工事成績評定対象工事として主任（監理）技術者として従事したもの（途中交代したものは除く。）に限る。</p> <p>※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に認める。</p> <p>※評価対象工事 3 件の選出は任意とする。</p> <p>※評価対象工事が 3 件に満たない場合は、不足する件数をすべて 65 点として評価する。</p> <p>※提出書類により評価対象工事が特定できない場合は 65 点として評価する。</p>	

④継続教育（CPDS）の取組状況（満点 1.0）

評価基準	配点
20 単位以上取得	1.0
10 単位以上 20 単位未満取得	0.5
10 単位未満取得または取得なし	0.0
<p>※建設系 CPD 協議会に加盟している団体が運営している継続学習制度の学習実績を評価対象とする。</p> <p>※継続学習制度の単位は、公告日の属する年度の前々々年度 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの期間のうち、指定する単位又は時間数を取得しているものを評価対象とする。</p> <p>※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。</p>	

⑤若手技術者の配置（満点 2.0）

評価基準	配点
35 歳以下の主任（監理）技術者を配置する	2.0
35 歳以下の現場代理人を配置する	1.0
35 歳以下の技術者を配置しない	0.0
<p>※開札日の前日において、35 歳以下であり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある配置技術者について記載すること。</p> <p>※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。</p>	

ウ 地域の精通性（満点 1.0）

①工事場所と本店の位置関係（満点 1.0）

評価基準	配点
工事施工場所と同一地域	1.0
その他	0.0
※同一地域とは、美ノ郷町をいう。	

エ 企業の社会性・社会貢献（満点 5.0）

①建設業労働災害防止協会への加入（満点 1.0）

評価基準	配点
加入している	1.0
加入していない	0.0
※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

②男女共同参画の取組状況（満点 1.0）

評価基準	配点
建設工事に係る女性の技術者を1人以上雇用している	1.0
建設工事に係る女性の技術者を雇用していない	0.0
※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

③地域活動（地域ボランティア活動等）への実績の有無（満点 1.0）

評価基準	配点
令和7年度に地域活動（個人参加は除く）に3回以上参加している	1.0
令和7年度に地域活動（個人参加は除く）に1～2回参加している	0.5
令和7年度に地域活動（個人参加は除く）に参加していない	0.0
※尾道市内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で国、公共団体または公共的団体による地域活動（地域ボランティア活動等）に、事業所として参加した実績を対象とする。	
※地域活動（地域ボランティア活動等）とは、市民活動や地域活動への参加、支援活動等をいう。（個人での活動は対象外）	
※「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合その他協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、町内会（隣保班含む）等の公共的活動を営むものをいい、法人格を持つかどうかは問わない。	
※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

④障がい者雇用の状況（満点 1.0）

評価基準	配点
障害者雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づく雇用義務がある者で法定雇用率の2倍以上雇用している者、又は法に基づく雇用義務がない者で、障がい者を1人以上雇用している者	1.0
法に基づく雇用義務がある者で、障がい者を法定雇用率以上雇用している者	0.5
障がい者を雇用していない者	0.0
※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

⑤建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録の有無（満点 1.0）

評価基準	配点
建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録している	1.0
建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録していない	0.0
※提出書類については、「尾道市建設工事総合評価方式（試行）の手引き（舗装工事）」参照。	

## (2) 総合評価の方法

ア 価格以外のその他の条件に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点（基礎点）を100点とし、加算点の最高点数は24点とする。

イ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」）をもって行う。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点

評価値 = (技術評価点 / 入札価格（税抜き、千円）) × 1,000

ウ 技術評価点は、小数点以下第1位まで算出（第2位以下四捨五入）し、評価値は、小数点以下第4位まで算出（第5位以下四捨五入）する。

## (3) 落札候補者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。（別記「総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」2(5)のとおり。）

なお、評価値が同数値の場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

## 16 技術資料の提出及び内容

次に掲げる技術資料を入札期間終了までに提出しなければならない。入札期間終了までに提出されない場合、提出された技術資料等に必要事項が記載されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記載がされていた場合は、入札を無効とする。

なお、提出する技術資料等は、原則電子メールにより提出すること。（ファイル形式は全てPDF形式に変更すること）電子メールでの提出が困難な場合は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る建設工事等の名称及び開札予定日時を記載した封筒に封入して提出すること。（別紙「総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」5のとおり。）

### (1) 表紙（様式第1号）

ア 必要事項を記載のうえ、提出書類の□欄にチェックを入れて確認すること。

イ 内容等について確認する場合があるので、問い合わせ先も記入すること。

なお、記名が無いもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記載の場合は、入札が無効となるので注意すること。

### (2) 同種・同規模工事の施工実績（様式第2号）

ア 添付資料で記載内容が確認できない場合は0点として評価するので注意すること。

イ 施工実績は、尾道市契約課が発注し、令和3年度以降（今年度を除く。）に完成・引渡しが完了した工事について記載する。

ウ 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。

エ 同種・同規模工事とは、本市が発注した舗装工事（道路のみ）であり、かつ最終契約金額は1,000万円以上のものとする。この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。

オ 記入要領

・工事名：受注工事名とする。

・発注機関名：具体的に記入する。

・工事場所：具体的に記入する。

・最終契約金額：千円単位とする。（千円未満は切捨て）

・工期：契約始期（着手日）から工事完了までの年月日を記入する。

・受注形態：単体、特定共同企業体の別を記入する。共同企業体は出資比率も記入する。

・工事概要：受注実績とした同種・同規模工事の概要を記入する。

カ 記載する工事は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている工事から選定すること。この場合、CORINSの登録番号を（ ）内に記入すること。CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し及び上記オに示した内容を判断できる資料を添付すること。

契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者及び受注者の確認できる部分とする。

(3) 自社による施工の実績（様式第3号）

ア 添付資料で記載内容が確認できない場合は0点として評価するので注意すること。

イ 施工実績は、尾道市契約課が発注し、令和3年度以降（今年度を除く。）に完成・引渡しが完了した工事について記載する。

ウ 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。

エ 記入要領

- ・工 事 名：受注工事名とする。
- ・発 注 機 関 名：具体的に記入する。
- ・工 事 場 所：具体的に記入する。
- ・最終契約金額：千円単位とする。（千円未満は切捨て）
- ・工 期：契約始期（着手日）から工事完了までの年月日を記入する。
- ・受 注 形 態：単体、特定共同企業体の別を記入する。共同企業体は出資比率も記入する。
- ・工 事 概 要：受注実績とした工事の概要を記入する。

カ 記載する工事は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている工事から選定すること。この場合、CORINSの登録番号を（ ）内に記入すること。CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し及び上記オに示した内容を判断できる資料を添付すること。

契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者及び受注者の確認できる部分とする。

(4) 配置予定技術者の資格・工事経験（様式第4号）

ア 添付資料で記載内容が確認できない場合は0点として評価するので注意すること。

イ 主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。

配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。

なお、技術資料提出時までには配置技術者を特定できない場合は、3人までの候補者を記載することを認めるが、審査については、各候補者のうち15(1)イ①～⑤の合計点が最も低い者で評価する。この場合は、候補者ごとに作成すること。

配置予定技術者は、開札日以降に工期の終期が到来する工事に、尾道市の技術者の適正配置取扱い基準で定める件数を超過して配置されていないこと。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完成検査が開札日の前日までに終了もしくは完成検査を契約締結日までに行われることが決定しているものを除く。

配置技術者は、配置予定技術者の中から配置すること。技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

ウ 主任（監理）技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者又は第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）とする。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証（監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方）を有する者とする。

また、所属する建設業者と直接的な雇用関係にあることとする。なお、専任配置を要する工事については、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることを要する。

エ 工事経験は、尾道市契約課が発注し、令和2年度以降（今年度を除く。）に完成・引渡し完了している工事について記載する。ただし、途中交代のものは認めない。

オ 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。

カ 同種・同規模工事とは、本市が発注した舗装工事（道路のみ）であり、かつ最終契約金額が1,000万円以上のものとする。この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港漁場整備法に基づく道路に限る。

キ 記入要領

- ・工 事 名：受注工事名とする。
- ・発注機関名：具体的に記入する。
- ・工事場所：具体的に記入する。
- ・最終契約金額：千円単位とする。（千円未満は切捨て）
- ・工 期：契約始期（着手日）から工事完了までの年月日を記入する。
- ・受注形態：単体、特定共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。
- ・工事内容：経験した同種・同規模工事又は同種工事の内容を記入する。

ク 記載する工事は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定すること。この場合、登録番号を（ ）内に記入すること。

CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し及び上記キに示した内容を確認できる資料を添付すること。

契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者及び受注者の確認できる部分とする。

(5) 企業の社会性・社会貢献（様式第5号）

ア 添付資料で記載内容が確認できない場合は0点として評価するので注意すること。

イ 建設業労働災害防止協会加入証明書は、今年度加入していることが確認できるものを添付すること。

ウ 女性の技術者とは、監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する技術者である。実務経験にあつては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。なお、入社後、開札日までに3か月以上経過していることを証明することができれば、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されていない者も実務経験者として認める。

エ 地域活動（地域ボランティア活動等）とは、市民活動や地域活動への参加、支援活動等を言う。（個人での活動は対象外）地域活動に参加していることが確認できる資料を添付すること。（広島県のアダプト制度に団体として認定され、活動したことが確認できる書類、また、それ以外の活動の場合は「地域活動実績調書」（様式第6号）（(6)参照）に該当書類を添付したもの）

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者は、公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書（事業主用）」（直近の6月1日のもの）（写し）を添付すること。なお電子申請を行った場合は、申請画面を印刷し、事業主控としたものの写しを提出すること。また、この報告を義務付けられていない事業者で障がい者を1人以上雇用している場合は、障がい者を常用雇用していることが確認できる書類（身体障害者手帳または療育手帳 もしくは精神障害者福祉手帳及び健康雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し）を添付すること。

カ 建設キャリアアップシステムに登録している場合は、公告日の属する年度に加入していることが確認できる書類（「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」（写し））を提出すること。

(6) 地域活動実績調書（様式第6号）

ア (5)エの地域活動（地域ボランティア活動等）において広島県アダプト制度以外の活動実績を挙げる場合、活動概要等を本調書に記載し団体からの「感謝状」及び「お礼状」を写しを添付する。

イ 感謝状等が無い場合は、「地域活動参加証明書」（様式第7号）（(7)参照）を添付する。

ウ 地域活動の実績がない場合、本様式の提出は不要。

(7) 地域活動参加証明書（様式第7号）

ア (6)イより「感謝状」及び「お礼状」が無い場合、本書に必要事項を記載し添付する。これにより実施団体から証明されたものとみなす。

イ 地域活動の実績がない場合、本様式の提出は不要。

17 自己採点方式（様式第8号）

自己採点方式とは、尾道市が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する。

ア 自己採点表の得点に誤りがあった場合、次の基準に応じて項目ごとの評価値を決定する。

- ・過大評価（審査の結果、得点が下がる）…当該評価内容を0点とする。
- ・過小評価（審査の結果、得点が高くなる）…修正しない。（「自己採点表」における得点そのまま）

イ 審査の結果、最も高い評価の者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。

ウ 入札者は、各評価項目の自己採点を行い、本公告に添付の「自己採点表」の自己採点欄に記入して、入札期間終了までに技術資料等と一緒に提出すること。

エ 未提出の場合は入札を無効とする。

オ 自己採点を行った内容に誤りがないよう不明な点がある場合は、資料提出前に契約課へ確認を行うこと。

18 工事費内訳書の提出

入札の際に工事費内訳書を添付すること。提出された内訳書に不備がある場合は入札を無効とすることがある。

19 支払条件

前払金あり（請負金額の40%以内とする。）

中間前払金あり（請負金額の20%以内とする。）

20 その他

前各項に掲げるもののほか、別紙「総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札(事後審査型) 公告 共通事項」による。

21 問い合わせ先

尾道市役所建設部契約課（尾道市久保一丁目15番1号 電話 0848-38-9282）

## 総合評価方式による尾道市条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合は、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
  - ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。
  - イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあつては、手続開始の決定がされていること。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
  - オ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成21年9月1日施行）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。
- (3) 入札公告項目7における元請施工実績とは、平成23年4月1日以降完了検査が終了している国、地方公共団体及び当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）発注の工事をいうものとする。なお、「民間工事可」と記載されている場合の元請施工実績は、平成23年4月1日以降完了検査が終了している工事をいうものとする。
- (4) 入札公告項目7における配置技術者の施工実績を問う場合においては、(3)の規定を準用するものとする。なお、監理技術者補佐として全ての期間従事した経験は、配置技術者の施工実績として認める。
- (5) 入札に参加する者に必要な資格において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が否とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合がある。この場合には、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければならない。
- (6) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を用いる場合は、20%以上の出資比率のものに限る。また、この場合、「請負金額、規模、その他入札参加資格に定めたもの（数値等）」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを施工実績としてみなす。

## 2 入札方法等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書を提出する。ただし、尾道市電子入札実施要領（平成20年4月1日施行）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、書面による入札を行うことができる。
- (2) (1)の書面による入札を行う者は、指定した入札期間内に3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
  - ア 提出者の商号又は名称
  - イ 入札書が在中している旨
  - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (3) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
  - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
  - イ 入札に際しての注意事項に違反した入札を行ったとき。
  - ウ 設計図書を受領していない者が入札を行ったとき。
  - エ 尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）第32条第1項各号のいずれかに該当する場合

- (5) 開札の結果、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続きを終了するものとする。その場合において、最低価格入札者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、一人の落札候補者を選定するものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）、又は、資格要件の確認の結果、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、尾道市契約規則第33条の規定に基づき再度入札を行うものとする。
- (7) 入札の回数は2回を限度とし、原則として1日で行うものとする。ただし、入札参加資格の審査において入札を無効と決定されたことにより再度入札を行うこととなった場合はこの限りでない。
- (8) 提出された技術資料と入札価格を総合的に評価するため、入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。

### 3 入札保証金 免除する。

### 4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない（提出しない者は、当該入札を無効とする。）。
- (2) 工事費内訳書の記載内容及び様式は別に指定する。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書き換え又は撤回することができない。

### 5 技術資料の提出

原則電子メールによる提出（ファイル形式は全てPDF形式に変更）とするが、電子メールでの提出が困難な場合は、入札者の商号又は名称及び当該入札に係る建設工事等の名称、開札予定日時及び提出者名を記載した封筒（角型2号）に封入して、公告に定める期間及び提出場所に持参により提出すること。なお、封筒に「技術資料在中」と記載すること。

### 6 資格要件確認書類の提出

- (1) 開札手続きの終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。
- (2) 当該書類の提出を求められた落札候補者は、入札公告に定める提出書類を指定する期限までに提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号に該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、当該入札参加者に対し指名除外措置を行うことがある。
  - ア 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
  - イ 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合
  - ウ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
  - エ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (5) 入札を無効とする旨の通知を市長から受けた者は、その理由の説明を求めることができる。

### 7 技術者の取扱い

- (1) 資格要件で技術者を「専任で配置できる者」とある場合においては、次の要件を満たすこと。
  - ア 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。
  - イ 建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、兼務する工事件数が本件工事を含めて2件以内であること。ただし、災害復旧工事を含む場合は、兼務する工事件数が本件工事を含めて3件以内であること。
  - ウ 主任技術者等として管理する工事の施工場所（本件工事を除く。）は、全て尾道市内であること。（災害復旧工事及び7(1)エに該当する工事は尾道市内要件を求めない。）
  - エ 建設業法第26条第3項第1号に該当する主任技術者又は監理技術者が兼務する工事件数は本件工

事を含めて2件以内であること。

オ 監理技術者に関し、監理技術者補佐を置く場合は、当該監理技術者の兼務する工事件数が本件工事を含めて2件以内であること。なお、監理技術者補佐の要件は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること。（建設業法施行令第28条、29条関係）

カ 建設業法第26条の5第1項各号に該当する営業所技術者が兼務する主任技術者又は監理技術者の職務は1件以内であること。

キ エ及びカに該当する兼務を希望する場合は、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得ること。

(2) 資格要件で技術者を「専任で配置できる者」とない場合は、次のとおりとする。

ア 請負金額500万円（税込み。以下請負金額について同じ。）未満（建築一式工事は1,500万円未満）の工事のみに配置する場合は、兼務できる件数に制限はないものとする。

イ 本件工事又は現に技術者として従事中の工事のいずれかが請負金額500万円以上4,500万円未満（建築一式工事は請負金額1,500万円以上9,000万円未満）の工事である場合は、兼務できる件数は本件工事を含め5件までとする。（災害復旧工事は件数に含まない）

ウ 営業所技術者を兼務する場合は、金額にかかわらず兼務できる件数は4件までとする。（災害復旧工事は件数に含まない）ただし、営業所と工事現場が近接していない場合に兼務できる件数は1件以内とし、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得ること。

(3) 資格要件で「監理技術者の資格を有する者」とある場合は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有する者であること。

(4) 配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。

(5) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、資格要件確認書類を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数（3人を限度とする。）を記載することができる。

(6) 資格要件確認書類を提出する時において他の工事に従事中である技術者が公告に定める件数（6(1)及び(2)に定める件数）を超えて配置されることとなる場合は、次の場合に限り記載することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が開札日の前日までに終了している場合

イ 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査を契約締結日までに行われることが決定している場合

ウ 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、開札日において完成検査が現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでに行われると見込まれる場合（要議決案件に限る）

(7) (6)のイ又はウの場合であっても、その工事の完成検査が延期された場合には、配置予定技術者を配置することができないものとして指名除外措置を行うことがある。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(8) 資格要件確認書類の提出期限以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。

(9) 落札後、配置予定技術者を配置することができない場合は、指名除外措置を行うことがある。

(10) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するものとして、別の技術者を配置しても差し支えないものとする。その場合、資格要件確認書類のうち「技術者の資格・工事経験調書」は、それぞれの技術者について提出するものとする。なお、技術者を「専任で配置できる者」とある場合においては、現場施工について専任を義務付けるものとし、工場製作については「工場製作においても専任を要する」旨記載がある場合を除き、専任を義務付けない。

(11) 落札後、工事の施工に当たって、資格要件確認書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

- (12) 資格要件で、技術者を「専任で配置できる者」とある場合においては、入札の結果、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となる場合においても、契約工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。

## 8 現場代理人の取扱い

- (1) 現場代理人は入札参加者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (2) 現場代理人は他の工事の現場代理人及び営業所の専任技術者であってはならない。ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡がとれるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員等の求めにより速やかに工事現場に向かう等適切な対応が可能であって、次のアからカのいずれかに該当する場合は、他の工事の現場代理人との兼務を認める。

ア 施行場所が尾道市内の請負金額500万円未満の工事

イ 技術者の専任配置を要しない工事であること①から③の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- ① 請負金額500万円以上4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）の公共工事であること
- ② 兼務する工事件数が本件工事を含めて5件以内であること（災害復旧工事は件数に含まない）
- ③ 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること（広島県発注の災害復旧工事は不要）

ウ 技術者の専任配置を必要とする工事（監理技術者が必要な工事は除く）のうち、次の①から③の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- ① 兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が10km程度であること
- ② 兼務する工事件数が本件工事を含めて2件以内であること。
- ③ 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること（広島県発注の災害復旧工事は不要）

エ 災害復旧工事（技術者等の専任配置を必要とする工事を除く）

オ 災害復旧工事（技術者等の専任配置を必要とする工事（監理技術者が必要な工事は除く））のうち、次の①から③の条件をすべて満たす場合において、受注者から書面で申請を行い、発注者の承認を得た場合

- ① 兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が15km程度であること
- ② 兼務する工事件数が本件工事を含めて3件以内であること。
- ③ 兼務する工事が尾道市発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること（広島県発注の災害復旧工事は不要）

カ 次のいずれかに該当する期間

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事現場が完了し、完成届提出後竣工検査までの期間
- ⑤ その他、特に発注者が認めた期間

## 9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者について価格と価格以外の要素を総合的に評価して、評価値の最も高い者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その者を落札者として決定するものとする。
- (2) 落札者の決定は、原則として開札時間の早いものから順に行うものとし、その際の配置予定技術者の専任要件は、入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。
- (3) 落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた評価値の最も高い者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札

者が決定するまで行うものとする。

- (4) (3)の場合において、入札を無効と決定された者を除いた評価値の最も高い者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、一人の落札候補者を選定するものとする。なお、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（施行令第167条第10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度入札を行うものとする。
- (5) 落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

## 10 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

## 11 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約（要議決案件は仮契約）を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外措置の対象とする。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出をしないまま落札決定の日から7日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

## 12 苦情申立等

当該入札において入札に参加した者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由の説明を、落札者の公表を行った日の翌日から起算して2日（尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に申し立てることができる。

## 13 社会保険等未加入建設業者との下請契約

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（同法第2条第4項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）の相手方としてはならない。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって発注者が必要であると認める場合には、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内（原則1か月）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者が(1)の規定に違反していると発注者が認める場合または(2)の前段の規定により発注者が必要であると認めたにもかかわらず、受注者が(2)の後段に規定する期間内(原則1か月)に確認書類を提出しなかった場合には、受注者は、発注者の請求に基づき、次に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が、受注者と直接下請契約を締結する下請負人に該当するとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する

額

イ 社会保険等未加入建設業者が、アに掲げる下請負人以外の下請負人に該当するとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に該当する額

(4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

#### 14 その他

- (1) 入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(税抜金額を記載)
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。